

特別免許状の意見聴取に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育職員の免許状に関する規則（昭和43年埼玉県教育委員会規則第28号）第5条の3の規定に基づき、学校教育に関し学識経験を有する者その他文部科学省令に定める者（以下「学識経験者等」という。）の意見の聴取に関し必要な事項を定めるものとする。

(学識経験者等)

第2条 学識経験者等は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、埼玉県教育委員会（以下「授与権者」という。）が委嘱又は任命する。

- 一 認定課程を有する大学の学長、認定課程を有する学部の学部長又はこれらに準ずる者
- 二 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校長又はこれらに準ずる者
- 三 その他学校教育に関し学識経験を有する者

(意見の聴取)

第3条 意見の聴取は、授与権者が学識経験者等を招集して行う。ただし、学識経験者等を招集するいとまがないときは、個別に意見を聴取することができるものとする。

(聴取事項)

第4条 授与権者は、次に掲げる事項に関する学識経験者等から意見を聴取するものとする。

- 一 教育職員としての適格性
- 二 任命権者又は雇用者の推薦の妥当性
- 三 その他教育職員検定について必要な事項

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。